地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和4年2月9日

横浜市契約事務受任者環境創造局長 遠藤 賢也

- 1 契約の概要 都筑水再生センター水質試験室空調設備緊急応急措置修理 一式
- 2 履行(納品)場所 都筑区佐江戸町25番地
- 3 契約日 令和3年12月17日
- 4 履行日又は履行期間 令和3年12月24日
- 5 契約金額総額¥534,600.-
- 名 契約の相手方(名称及び所在)名称株式会社神奈川保健事業社住所横浜市金沢区鳥浜町4番地18
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

水質試験室空調設備の故障によって室温が低下し、水質分析試料の温度に影響を与えて正常な水質分析ができなくなり、水再生センターの安定的な運転に影響を 及ぼすため緊急に修理しました。

8 契約の相手方の選定理由

都筑水再生センター空調設備保守点検業務委託を履行した実績があり短期間で故障 か所の特定、交換部品の調達・修理が可能な市内中小企業を選定しました。

9 所管課

環境創造局下水道施設部都筑水再生センター